

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	市民局市民部男女共同参画担当 (06-6208-9156)
処分担当名	男女共同参画担当
処分の名称	大阪市男女共同参画施策苦情処理制度
概要	本市が実施する男女共同参画施策、または本市が実施するその他の施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについて、不服がある場合、市民等は市長に対して苦情を申し出ることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市男女共同参画推進条例第14条及び第15条
審査基準	<p>◎苦情の申出をしようとするものは、次に掲げる各号を申出書、口頭その他適切な方法で行うことが必要です。</p> <p>(1) 申出をされる方の氏名及び住所(法人その他の団体は、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号</p> <p>(2) 申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 他の機関への相談等の状況</p> <p>(4) 申出の年月日</p> <p>◎市長は、苦情の申出を受けた場合、担当の苦情処理委員を指定して速やかに諮問し、苦情処理委員の調査結果・意見をもとに申出にかかる市の機関に是正の指示若しくは是正の要望を行います。</p> <p>◎指示等を受けた機関は処理方針を作成して市長に報告し、市長は、苦情処理委員の調査結果等を添えて、苦情処理結果を申出人に対して書面により通知するとともに、苦情処理の結果の概要を市民に公表します。</p> <p>◎ただし、苦情の申出が次に掲げる各号に該当する場合は、大阪市男女共同参画苦情処理委員に諮問をせず、申出をされた方に当該申出の処理を行わない旨及びその理由を、書面により通知します。</p> <p>(1) 判決、裁決等により確定した事項</p> <p>(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項</p> <p>(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)その他の法令の規定により処理すべき事項</p> <p>(4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に関する事項</p> <p>(5) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項</p> <p>(6) 苦情内容が実質的には専ら私人間の紛争の解決を目的にしていると判断される事項</p> <p>(7) 条例又はこの要綱の規定に基づく苦情処理委員の行為に関する事項</p>
標準処理期間	3ヶ月以内
経由日数	-
提出先	男女共同参画担当
提出時期	随時
提出方法	男女共同参画担当及びクレオ大阪各館に設置されている大阪市男女共同参画苦情処理制度リーフレット、または市民局ホームページに掲載されている申出書により(ただし特別な理由があると認められる時は、口頭またはその他の適切な方法で申し出ることができます)、窓口へ持参、もしくは郵送、ファクシミリ、電子申請等で申し出ることができます。
手数料	-
相談窓口	男女共同参画担当
ホームページ	http://www.city.osaka.jp/shimin/
備考	